

毎年の税条例改正が、ラクラク進む！

税条例改正参考資料

令和8年度

毎年3月に公布される地方税法の一部改正に合わせた改正例の参考情報を
電子データでお届けします。

こんなお悩みはございませんか？



総務省から配布される「税条例改正例」は縦書きなので、
横書きに加工しなければならず、煩雑だしうまくいかない心配。

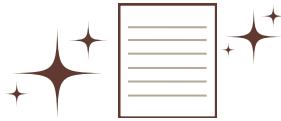


4月1日施行分は専決処分、それ以外は議会にかけるので、
議案を2つに分ける必要がある。各附則の規定はどうすればいいのだろう？



毎年、わがまち特例の項ずれ対応や地方税法の改正内容の確認が、複雑で苦労している。

本商品をご利用いただくことで解決します！



「税条例改正例」の横書き対応版があるため、加工する手間がない。電子データなどで、コピー＆ペーストで簡単に利用できる！



4月1日施行とそれ以外の施行分とで議案を分けた改正例があるので、施行日や附則の経過措置の規定に迷わない！



わがまち特例の改正で、地方税法の改正内容との対比資料があるので、対象となる施設や設備が把握しやすい！

サービス概要

1 総務省から配布される「税条例改正例」をもとに、下記資料をご提供します。

- 税条例改正例（施行日色分け版）
- 税条例改正例（横書き対応版）
- 改正議案例・新旧対照表例（4月1日施行専決分とそれ以外の議案に分ける例）
- わがまち特例の割合及び地方税法の改正との対比表

2 同一年度内に複数の改正例が出た場合は、その都度、資料をご提供します。
この際、追加料金はいただきます。

3 税条例のほか、都市計画税条例・国民健康保険税条例・固定資産評価審査委員会条例の改正を含みます。

約30のファイル（docx、xlsx、pdf）が入ったzipファイルを、メールにてご提供します。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17
<https://www.daiichihioki.co.jp>

Tel.0120-203-694
Fax.0120-302-640

総務省配布の税条例の改正参考例の横書き・施行日色分け版

黒：令和7年4月1日施行【原則施行日】
赤：令和8年1月1日
深緑：令和8年4月1日
若葉：地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則 第1条第12号に掲げる規定の施行の日施行

Point！
縦書きへの加工不要でそのまま使える



う。」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。
第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るもの）を除く。」を加え、同条第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

Point！

施行日ごとに色分けされていて確認しやすい

わがまち特例：地方税法で規定された条例で定める参酌値の資料

■附則第10条の2「わがまち特例」の令和7年度の改正内容と参酌値

令和7年4月1日内容現在		
改 正 後	改 正 前	地 が
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	
第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1 とする。	第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1 とする。	2分の1
2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、 5分の4 とする。	2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、 5分の4 とする。	5分の4 の範囲内
3 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は、 5分の3 （都市再生緊急整備地盤整法（平成14年法律第2号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1 ）とする。	3 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は、 5分の3 （都市再生緊急整備地盤整法（平成14年法律第2号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1 ）とする。	・1つ目は、 10分の7以下 ・2つ目は、 2分 5分の3以下
4 法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1 とする。	4 法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1 とする。	2分の1 を越す → 3分の2 を参照して2分の1以上6分の5以下
5 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、 3分の2 とする。	5 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、 3分の2 とする。	3分の2 を参照して2分の1以上6分の5以下

Point！

条例で定める参酌値や割合の範囲が一覧で確認できる

わがまち特例：特例が適用される施設等を条例と法令条文とで突合した資料

令和7年3月14日 第一法規		
税条例（例）（緑のマーカーは、法の参酌値）	概略	地方税法
5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1 とする。	課税標準の特例割合を定めるもの ○5分の3を参照して2分の1以上10分の7以下の範囲内（2分の1を参照して5分の2以上5分の3以下の範囲内）で定める。	たすものに限る。）により令和五年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に新たに取得した同法第二十九条第一項第一号に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの
4 法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1 とする。	○「津波対策の用に供する償却資産」に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合を定めるもの	●地方税、 21 津波防災、 推進計画区域（港湾区域に規定する臨港地区である区域に限る。）において、津波防災

Point！

特例で適用される施設等が一目でわかる

無料サンプル請求・お申込み

<https://forms.gle/4fHJhr6RhYHSZg738>

お申込みは、オンラインフォームより承っております。
右記の2次元コード、又はURLよりアクセスしてください。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17
<https://www.daiichihioki.co.jp>

Tel.0120-203-694
Fax.0120-302-640